

入札説明書等配布一覧表

調達する役務の名称 [山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務]

No	名 称	部数等
1	入札説明書 (添付資料) ・資料1 提案書作成要領 ・資料2 落札者決定基準 ・資料3 様式集・契約書(書式)	1部
2	業務委託仕様書	1部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県みらい企画創造部DX推進課

入札説明書

山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務の調達に係る入札公告に基づく一般競争入札(総合評価落札方式)については、関係法令及び山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等(以下「契約担当部局等」という。)

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
山形県みらい企画創造部DX推進課
デジタル県庁担当 電話番号 023-630-3394

- 2 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁 e-ミーティングルーム (15階)
- (2) 日時 令和7年6月11日(水) 午前10時

- 3 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県県・市町村共同利用施設予約システム提供業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和13年1月31日まで
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 4 入札参加者の資格

- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和7年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(令和7年1月31日付け県公報第574号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規

定する者に該当する者を除く。)

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27017 (ISO/IEC27017) の基準に適合することにより認証を受けていること。
- (6) 過去5年以内に国、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市において、2の(1)の役務の調達に係るシステムと類似のシステムの提供業務を受託した実績があること（共同企業体の構成員として当該業務を受託した場合を含む。）を証明できること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。

5 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するための申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(2) 提出書類

ア 入札参加者の資格に関する書類

(イ) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されている者

a 一般競争入札参加資格確認申請書（様式集様式1）

(ロ) 競争入札参加資格者名簿（物品及び役務の調達）に登載されていない者

a 競争入札参加資格審査申請書提出書（様式集様式2）

b 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類（会計局が別に定める物品等競争入札参加資格審査申請要領による）

なお、競争入札参加資格審査申請要領については、「県ホームページ」から入手すること。

- (ウ) 公告 3 の(5)、(6)及び(11)に係る事項を証明する書類については次のとおりとし、全て代表者氏名印のあるものとする。
 - a 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関して JIS Q 27017 (ISO/IEC27017) の基準に適合することにより認証を受けていることを証明する書類 (写し可)。
 - b 公告 3 の(6)で定める実績を証明する書類として、類似業務実績書 (様式集様式 4)。
 - c 公告 3 の(11)で定める共同企業体協定書を締結していることを証明する書類として、共同企業体協定書 (様式集様式 11 を参考) の写し及び共同企業体の代表者の権限に関する委任状 (様式集様式 12)。
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

6 入札参加資格審査結果の通知

- (1) 入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和 7 年 5 月 19 日 (月) までに通知する。

7 仕様書又は業務提案書に関する質問等

- (1) 仕様書又は業務提案書に関し質問がある場合は、令和 7 年 5 月 14 日 (水) 午後 3 時まで契約担当部局等に様式集様式 7 により持参又は郵送 (書留郵便に限る。) で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局等に到達しなければならない。
- (2) (1) の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、契約担当部局等において閲覧に供する。

8 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する役務の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

9 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書 (様式集様式 8) による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による

提出も認める。(書留郵便に限る。)

- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「役務等の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書すること。なお、令和7年5月27日(火)午後5時までに契約担当部局等に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状(様式集様式9)を作成し提出させること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者(支店長等の受任者を含む。)が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札価格には、役務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。
- (8) 入札に際し、入札書に記載される入札金額並びに契約期間における年度ごとに対応した積算内訳書を提出すること。

10 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記の上、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

12 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者(入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。)のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金

- 額を訂正した入札を契約担当者に提出した入札
(7) その他入札に関する条件に違反した入札

13 再度入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。

再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。

入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

再度の入札に当たっては、当初の入札で提出された業務提案書の変更は認めない。

14 業務提案書の作成及び提出

(1) 書式等

業務提案書作成要領（資料1。以下同じ。）に従うこと。

(2) 作成要領

ア 記載内容

業務提案書作成要領を踏まえ、具体的に記述すること。

イ 留意事項

(ア) 業務提案書整理表は、業務提案書本編及び業務提案書概要版と明確に対応させて記載すること。

(イ) 15の(1)の対面審査は、業務提案書の内容確認等を行うためのものであり、評価項目等で求められている提案事項は全て業務提案書に記載すること。

(ウ) 業務提案書に記載された内容については、業務受託後に追加費用を伴わずに実施する意思があるものとみなす。

(エ) パンフレット、カタログ等の資料添付は認めない。

(3) 業務提案書の取扱い

ア 著作権

業務提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、県は、本事業の目的達成のために必要な範囲において、落札者の業務提案書等の一部又は全部を無償で使用することができる。

イ 作成責任

著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利が対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

ウ 差替え、返却等

業務提案書の提出期限後の修正・差替え等は認めない。また、提出を受けた業務提案書は返却しない。

エ 複製

提出された業務提案書は、評価作業に必要な範囲において複製する場合がある。

(4) 提出方法

ア 提出期限及び提出先

業務提案書は、令和7年5月27日（火）午後3時までに1の場所に提出するこ

と。なお、業務提案書を郵送により提出する場合は、封筒の表書きに「山形県市町村共同利用施設予約システム提供業務に係る提案書在中」と朱書きし配達証明付書留郵便により、令和7年5月27日（火）午後3時までに1の場所に必着とする。

イ 提出書類

- (ア) 業務提案書本編
- (イ) 業務提案書概要版
- (ウ) 業務提案書整理表
- (エ) 機能要件チェック表
- (オ) 上記(ア)から(エ)に係る電子媒体（CD-Rとし、調達役務名及び提案者名を記載すること。また、Microsoft Office 2016バージョンで閲覧可能なファイル形式とすること。）

ウ 提出部数

- (ア) イの(ア)から(エ) 正本各1部、副本各10部
- (イ) イの(オ) 正本1部

15 落札者の決定の方法

(1) 総合評価の方法

ア 総合評価審査委員会における審査・評価

業務提案書の技術的な評価を実施し、価格その他の条件が本県にとって最も有利な者の決定を行うため、学識経験者等により構成される山形県市町村共同利用施設予約システム提供業務総合評価審査委員会を設置し、落札者決定基準（資料2。以下同じ。）に基づき次により審査を行うものとする。

- (ア) 書面審査
業務提案書の内容を確認し、評価する。
- (イ) 対面審査
書面上確認しがたい内容について口頭審査等を行い、評価する。
 - a 開催通知
業務提案書の提出期限後に、連絡を行う。
 - b 開催月日（予定）
令和7年6月11日（水）
 - c 開催場所（予定）
山形県庁舎内

(2) 落札者の決定

ア 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。この場合、入札結果は、後日書面で通知する。

イ 総合評価点の最も高い者の入札価格が、「山形県低入札価格調査制度実施要綱」（以下「低入札調査要綱」という。）第3条による調査基準価格（以下「基準価格」という。）を下回るものであった場合は、入札を終了し、総合評価点の最も高い入

札者について、低入札調査要綱第6条第2項による本件調達役務の内容に適合した履行がなされるか否かを調査（以下「履行適合調査」という。）した上で落札を決定することとし、この場合、入札結果は、後日書面で通知する。

ウ 履行適合調査の結果、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その入札を行った者を落札者に決定する。

また、当該入札価格によっては、契約の内容に適合する履行がなされない恐れがあると認められる場合は、当該入札者を落札者とせず、次に総合評価点が高い者（以下「次順位者」という。）を落札者に決定する。この場合において、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合は、前項及び本項の規定を準用し落札者を決定するものとし、次順位者の変更は、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者において落札者が決定するまで繰り返すものとする。

エ 前2項により履行適合調査の対象となった者が落札者になった場合は、低入札調査要綱第9条に基づき契約履行の状況等について報告を求める場合があり、落札者はこれに応じるものとする。

オ 総合評価点の最も高い者が二人以上あるときは、業務提案評価点の高い方を落札者とする。それでも同じ場合は、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

カ 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

落札者決定後速やかに通知する。

イ 通知方法等

入札参加者の各々の入札価格評価点、評価項目（落札者決定基準の2の（2）の表に掲げる評価項目をいう。）ごと内訳を含む業務提案書評価点及び総合評価点、落札者の名称並びに総合評価審査委員会の概要（対面審査の実施、技術評価の実施、落札者の決定等）を明示し、各入札参加者に書面により審査結果を通知するとともに、県ホームページにより公表する。

16 契約

(1) 契約書の作成

この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(2) 提案書の位置付け

ア 業務提案書に記載され評価した項目については、仕様書と合わせ原則として契約時の仕様書に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため必要な範囲において、県と落札者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更及び削

除を行うことがある。したがって、落札をもって、業務提案書に記載された全内容を承認するものではない。

イ 提案書に記載された業務従事者の変更は、原則として認めない。

(3) 落札者が契約を締結しない場合の措置

落札者が契約を締結しない場合等は、規則第 120 条第 1 項の規定により作成された予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、総合評価点が落札者の次に高い者と契約の交渉を行うものとする。

17 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 申請書及び業務提案書の作成及び提出等に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。
- (7) 再度入札で落札決定をした場合、落札者は、落札決定後、速やかに入札書に記載した入札金額並びに契約期間における年度ごと及び月ごとに対応した積算内訳書を提出すること。
なお、契約書に記載する契約金額、各会計年度における支払限度額及び毎月の支払金額については、落札した入札書に記載された金額及び積算内訳書に基づき、仕様書で示す資産の譲渡の時期に適用される消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。ただし、発注者は、予算上の都合があるときは、各会計年度における支払限度額及び毎月の支払金額を落札者と協議のうえ変更することができる。
- (8) この入札、契約手続き及び委託業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (9) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。